

## 株式分割に関する基準日設定公告

2025年12月16日

### 株主各位

東京都中央区八重洲二丁目2番1号  
株式会社船井総研ホールディングス  
代表取締役社長 中谷 貴之

2025年11月10日開催の当社取締役会において、2026年1月1日（木曜日）付をもつて当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2025年12月31日（水曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は2025年12月30日（火曜日））と定めましたので公告いたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年1月下旬にお届けのご住所にお送りする予定でございます。
2. 2026年1月5日（月曜日）付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座の口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先：〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話：0120-094-777（通話料無料）